

新版 足場の組立て等作業従事者必携

No. 120306

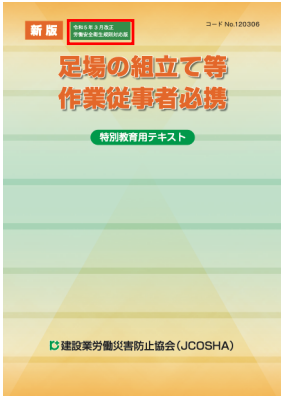
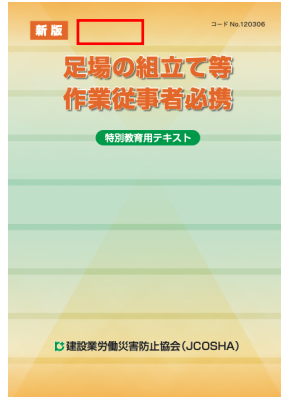
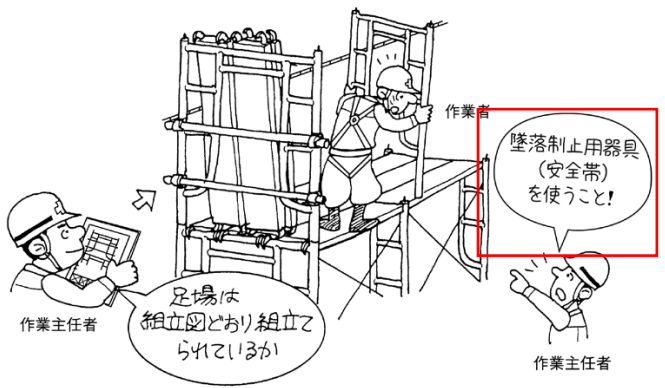
特別教育用テキスト

＜新旧対照表＞ 6版 令和8年8月17日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 5版(令和7年4月25日)	(新版) 6版(令和8年8月17日)
【表記・用語の統一】	
建設現場、現場、工事現場、建設工事現場	作業所
現場監督	監督者
関係労働者、作業員	作業者
または	又は
安全帯	墜落制止用器具(安全帯)

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
表紙		(赤枠を修正)	表紙		
					
まえがき	下から2行目	(下線部を削除) 令和6年2月	まえがき	下から2行目	(削除)
目次最終頁	下部波線枠	平成30年6月に労働安全衛生法施行令が一部改正され、胴ベルト型（U字つりを除く。）安全帯及びフルハーネス型安全帯を指す用語として、「安全帯」が「墜落制止器具」に改められた。 ただし、本書では作業所における指差し呼称等の安全活動において、「安全帯」という呼称が定着していることから、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記している。	目次最終頁	下部波線枠	削除
5	図1-2	(赤枠を修正)	5	図1-2	
					

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)																										
20	表3-6	つりわくは、つり材、けた材及び手すり柱より構成されたもので、専用の取付けボルトで鉄骨梁等に取り付ける。 (下線部を修正)	20	表3-6	つりわくは、つりわく材、けた材及び手すり柱より構成されたもので、専用の取付けボルトで鉄骨梁等に取り付ける。																								
22	表3-10	(赤枠を修正)	22	表3-10																									
<table><tr><th>建わくの幅の種類 (mm)</th><th>床付き布わくの組合せ (mm)</th><th>単位質量</th></tr><tr><td>1,200 (1,219)</td><td>2枚敷 (500 + 500)</td><td>500</td></tr><tr><td>900 (914)</td><td>2枚敷 (500 + 240)</td><td>370</td></tr><tr><td>600 (610)</td><td>500</td><td>250</td></tr></table>			建わくの幅の種類 (mm)	床付き布わくの組合せ (mm)	単位質量	1,200 (1,219)	2枚敷 (500 + 500)	500	900 (914)	2枚敷 (500 + 240)	370	600 (610)	500	250	<table><tr><th>建わくの幅の種類 (mm)</th><th>床付き布わくの組合せ (mm)</th><th>単位質量</th></tr><tr><td>1,200 (1,219)</td><td>2枚敷 (500 + 500)</td><td>500kg</td></tr><tr><td>900 (914)</td><td>2枚敷 (500 + 240)</td><td>370kg</td></tr><tr><td>600 (610)</td><td>500</td><td>250kg</td></tr></table>			建わくの幅の種類 (mm)	床付き布わくの組合せ (mm)	単位質量	1,200 (1,219)	2枚敷 (500 + 500)	500kg	900 (914)	2枚敷 (500 + 240)	370kg	600 (610)	500	250kg
建わくの幅の種類 (mm)	床付き布わくの組合せ (mm)	単位質量																											
1,200 (1,219)	2枚敷 (500 + 500)	500																											
900 (914)	2枚敷 (500 + 240)	370																											
600 (610)	500	250																											
建わくの幅の種類 (mm)	床付き布わくの組合せ (mm)	単位質量																											
1,200 (1,219)	2枚敷 (500 + 500)	500kg																											
900 (914)	2枚敷 (500 + 240)	370kg																											
600 (610)	500	250kg																											
27	下から2行目	② 親綱支柱に <u>直接安全帯</u> のランヤードのフックを掛けたり、安全ブロックを取り付けての使用は、安全性が確認されている場合を除き行わない。	27	下から2行目	② 親綱支柱に <u>直接、墜落制止用器具（安全帯）</u> のランヤードのフックを掛けたり、安全ブロックを取り付けての使用は、安全性が確認されている場合を除き行わない。																								
28	イラスト	(赤枠を修正)	28	イラスト																									
組立作業のチェックポイント			組立作業のチェックポイント																										
40	表	(表色付)	40	表																									
<table><tr><th rowspan="2">鋼管足場の種類</th><th colspan="2">間 隔</th></tr><tr><th>垂直方向</th><th>水平方向</th></tr><tr><td>単管足場</td><td>単管足場 5m 以下</td><td>5.5m 以下</td></tr></table>			鋼管足場の種類	間 隔		垂直方向	水平方向	単管足場	単管足場 5m 以下	5.5m 以下	<table><tr><th rowspan="2">鋼管足場の種類</th><th colspan="2">間 隔</th></tr><tr><th>垂直方向</th><th>水平方向</th></tr><tr><td>単管足場</td><td>単管足場 5m 以下</td><td>5.5m 以下</td></tr></table>			鋼管足場の種類	間 隔		垂直方向	水平方向	単管足場	単管足場 5m 以下	5.5m 以下								
鋼管足場の種類	間 隔																												
	垂直方向	水平方向																											
単管足場	単管足場 5m 以下	5.5m 以下																											
鋼管足場の種類	間 隔																												
	垂直方向	水平方向																											
単管足場	単管足場 5m 以下	5.5m 以下																											
44	下から3行目	② 建地の桁行方向は <u>敷板がなく</u> 、脚部の滑動があることから根がらみを設ける。また、梁間方向も同様に脚部の滑動があることから根がらみを設ける。	44	下から3行目	② 建地の桁行方向は <u>同じ敷板上で固定されて</u> いないため、脚部の滑動があることから根がらみを設ける。また、梁間方向も同様に脚部の滑動があることから根がらみを設ける。																								
48	図4-31	(ルビ付け)	48	図4-31																									
(a) 二側足場 (b) 2本組みブラケット<u>二側</u>足場 (c) ブラケット<u>二側</u>足場 (a) 二側の建地（支柱）の構造のため、一側足場と比較して足場の安定性が高い。屋根からの墜落防止のため、後踏み側の建地が屋根より上方に立ち上がっている。 (b) 二側足場が設置できない狭い場所において、建地にブラケットを取り付けた一側の構造の足場で、建地を2本抱き合わせて、足場の強度を高めている。 (c) 壁つなぎや控え等を設け、建地にブラケットを取り付けた一側の構造である。 図4-31 低層住宅工事用くさび緊結式足場の支柱の例			(a) 二側足場 (b) 2本組みブラケット<u>二側</u>足場 (c) ブラケット<u>二側</u>足場 (a) 二側の建地（支柱）の構造のため、一側足場と比較して足場の安定性が高い。屋根からの墜落防止のため、後踏み側の建地が屋根より上方に立ち上がっている。 (b) 二側足場が設置できない狭い場所において、建地にブラケットを取り付けた一側の構造の足場で、建地を2本抱き合わせて、足場の強度を高めている。 (c) 壁つなぎや控え等を設け、建地にブラケットを取り付けた一側の構造である。 図4-31 低層住宅工事用くさび緊結式足場の支柱の例																										

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
49	図 4-32	(青線に修正)	49	図 4-32	
56	枠	(青線に修正)	56	枠	
一側足場の使用範囲を明確化 安南則第561条の2(新設)R6.4.1施行 令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要がある。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用すること。 つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用しなくても差し支えない。 ※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点 足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかっている場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれない。 なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保すること。 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは以下の場合をいう。 ア) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があり、建物を2本設置することが困難なとき イ) 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満の間に隅部を設ける必要があるとき ウ) 屋根等に足場を設けることにより建築物等と足場の作業床との間隔が広く、傾斜、凹凸等があり、建物を2本設置することが困難なとき エ) 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広く、傾斜、凹凸等があり、建物を2本設置することが困難なとき ※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましい。 <留意点> 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるときにおいて、建物の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければならない。 ※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して示している。			一側足場の使用範囲を明確化 安南則第561条の2(新設)R6.4.1施行 令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要がある。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用すること。 つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用しなくても差し支えない。 ※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点 足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかっている場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれない。 なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保すること。 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは以下の場合をいう。 ア) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があり、建物を2本設置することが困難なとき イ) 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満の間に隅部を設ける必要があるとき ウ) 屋根等に足場を設けることにより建築物等と足場の作業床との間隔が広く、傾斜、凹凸等があり、建物を2本設置することが困難なとき エ) 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広く、傾斜、凹凸等があり、建物を2本設置することが困難なとき ※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましい。 <留意点> 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるときにおいて、建物の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければならない。 ※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して示している。		
60	上から 2行目	① 地上での組立てを終了した後、ボルト、緊結金具等の締付け状態を、ハンマーたたくなどにより確認する。	60	上から 2行目	① 地上での組立てを終了した後、ボルト、緊結金具等の締付け状態を、ハンマーでたたくなどにより確認する。
62	図 4-49	(赤枠を修正)	62	図 4-49	
62	図 4-50	(赤枠を修正)	62	図 4-50	

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
69	図 4-60	(青枠&破線に修正) (赤枠を修正)	69	図 4-60	
① 控わくを使用しない場合 (図4-59参照) 図4-59 移動式足場(わく組足場用標準わく)の高さ (幅木、昇降設備等は省略) ② 控わくを使用する場合 (図4-60参照) 図4-60 脚輪の主軸間隔			① 控わくを使用しない場合 (図4-59参照) 図4-59 移動式足場(わく組足場用標準わく)の高さ (幅木、昇降設備等は省略) ② 控わくを使用する場合 (図4-60参照) 図4-60 脚輪の主軸間隔		
78	下から 1行目	(文言修正) 監視員	78	下から 1行目	監視人
79	図 2-2	(青線に修正)	79	図 2-2	
図2-2 可搬式作業台の作業開始前点検 (例)			図2-2 可搬式作業台の作業開始前点検 (例)		

(旧版) 5版(令和7年4月25日)

96 表 3-1 (文言追加)

表 3-1 工具の点検と着視点 (例)

工具の種類	着視点
し の	先端が欠けていないか、曲がっていないか。
ハンマー	ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔(くさび)はよいか。
スパナ類	あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。
カッター ペンチ	刃は鋭利か。
のこぎり	歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。
かけや	柄にゆるみはないか。楔(くさび)はよいか。
つり綱 つり袋	つり綱に傷み、腐食はないか。つり綱の長さはよいか。つり袋とつり綱の緊結はよいか。

97 上から
8行目

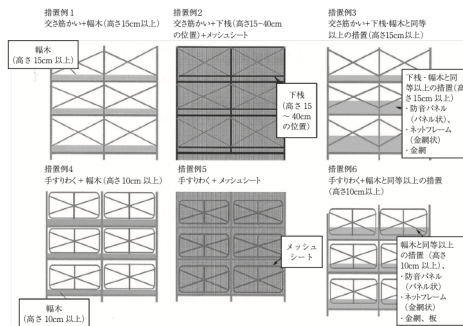
④ 高所で使用するレンチ、スパナ類は、使用中に誤って落とさないよう、ひもを付ける。

(下線部を修正)

105 図 1-1 (青線に修正)

わく組足場

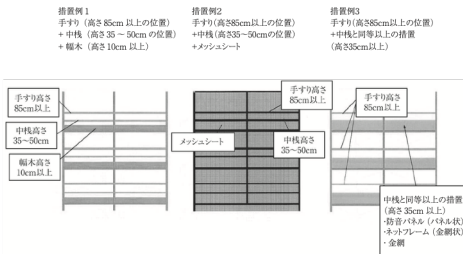
○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

図 1-1 わく組足場の墜落防止及び物体の落下防止の例
(出典：厚生労働省リーフレットより)

107 図 1-2 (青線に修正)

わく組足場以外の足場
(単管足場等)

○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

図 1-2 わく組足場以外の墜落防止及び物体の落下防止の例
(出典：厚生労働省リーフレットより)

(新版) 6版(令和8年8月17日)

96 表 3-1

表 3-1 工具の点検と着視点 (例)

工具の種類	着視点
し の	先端が欠けていないか、曲がっていないか。
ハンマー	ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔(くさび)はよいか。
スパナ類	あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。
カッター ペンチ	刃は鋭利か。
のこぎり	歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。
かけや	柄にゆるみはないか。楔(くさび)はよいか。
つり綱 つり袋	つり綱に傷み、腐食はないか。つり綱の長さはよいか。つり袋とつり綱の緊結はよいか。

※ 必要により、落下防止ストラップを付ける。

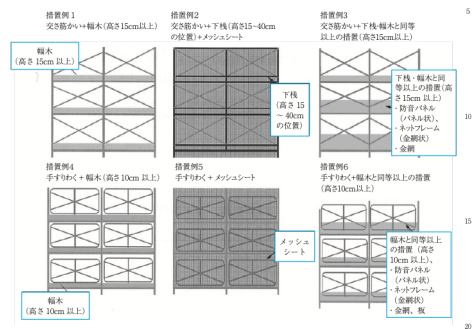
97 上から
8行目

④ 高所で使用するレンチ、スパナ類は、使用中に誤って落とさないよう、落下防止ストラップを付ける。

105 図 1-1

わく組足場

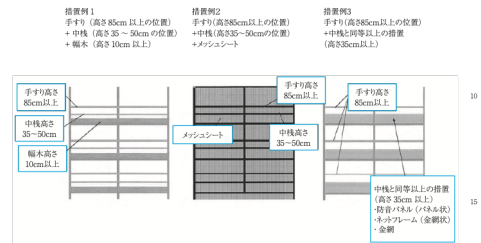
○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

図 1-1 わく組足場の墜落防止及び物体の落下防止の例
(出典：厚生労働省リーフレットより)

107 図 1-2

わく組足場以外の足場
(単管足場等)

○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

図 1-2 わく組足場以外の墜落防止及び物体の落下防止の例
(出典：厚生労働省リーフレットより)

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
108	図 1-3	(青線に修正)	108	図 1-3	
図 1-3 「上棧」の設置			図 1-3 「上棧」の設置		
108	図 1-4	(青線に修正)	108	図 1-4	
図 1-4 「幅木」の設置			図 1-4 「幅木」の設置		
112	写真 1-2	(青線に修正)	112	写真 1-2	
写真 1-2 鉄骨梁の親綱支柱平行設置取付け例			写真 1-2 鉄骨梁の親綱支柱平行設置取付け例		
120	留意点 枠	(青線に修正)	120	留意点 枠	
留意点 本特別教育を受講した者であっても、足場の組立て等の作業に従事する場合に、高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型安全帯を用いて作業を行う場合は、「墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る特別教育」を受講しなければならない。			留意点 本特別教育を受講した者であっても、足場の組立て等の作業に従事する場合に、高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型墜落制止器具（安全帯）を用いて作業を行う場合は、「墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る特別教育」を受講しなければならない。		

(旧版) 5版(令和7年4月25日)

(新版) 6版(令和8年8月17日)

125

図 3-7

(青帯に修正)

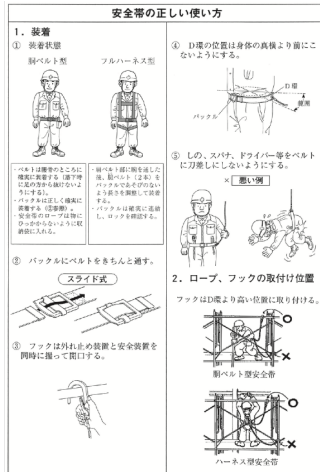


図 3-7 胸ベルト型安全帯の正しい使い方 (例)

125

図 3-7

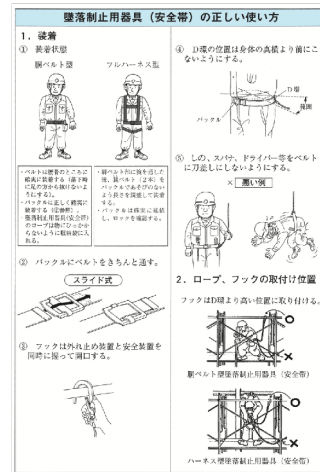


図 3-7 胸ベルト型墮落制止器具 (安全帯) の正しい使い方 (例)

127

図 3-8

(青枠と画像モノクロに修正)

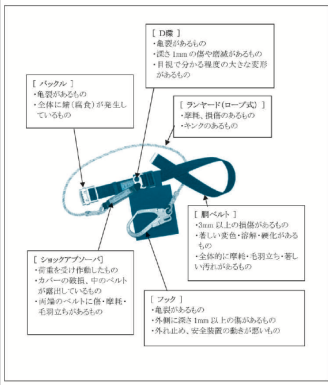


図 3-8 胸ベルト型の廃棄基準 (例)

127

図 3-8

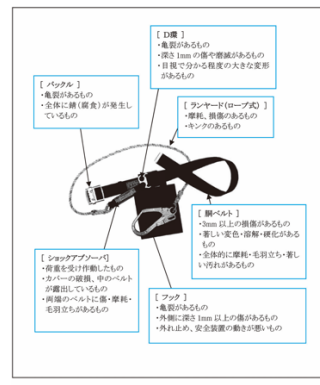


図 3-8 胸ベルト型の廃棄基準 (例)

128

図 3-9

(青枠に修正)

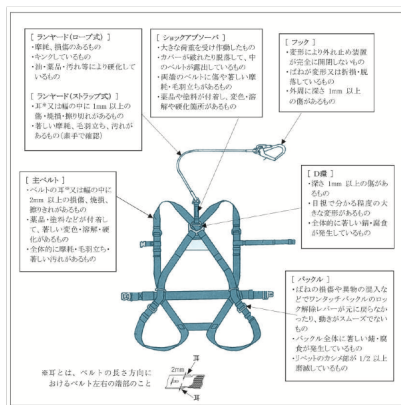


図 3-9 フルハーネス型の廃棄基準 (例)

128

図 3-9

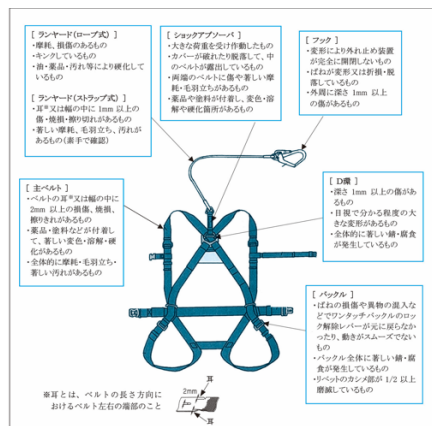
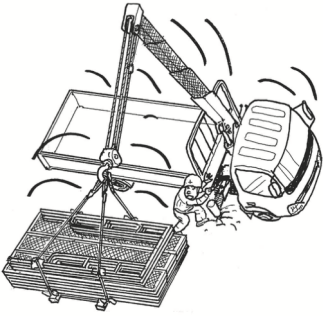
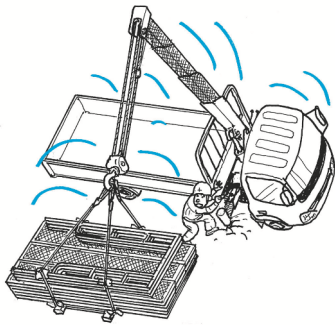
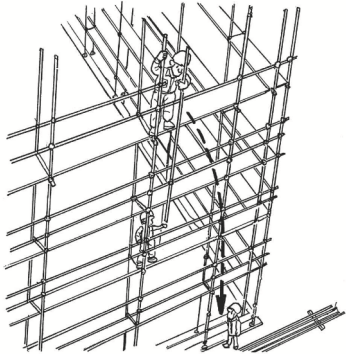
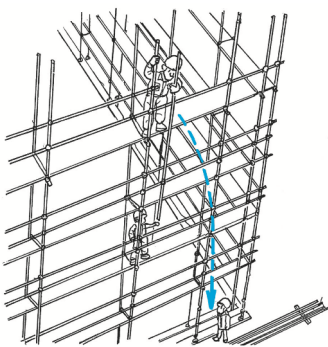
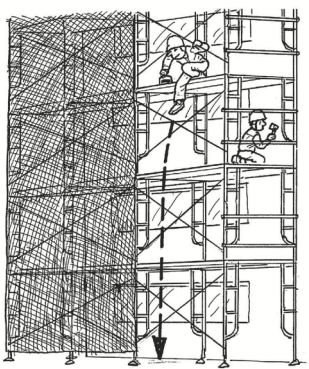
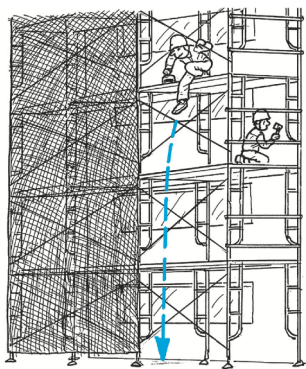
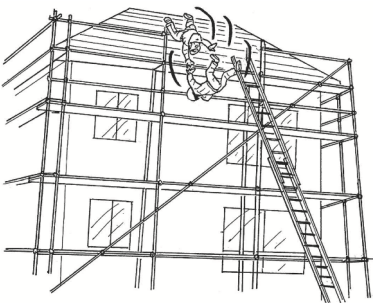
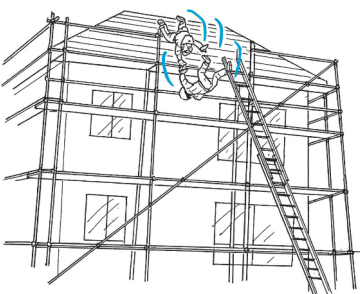
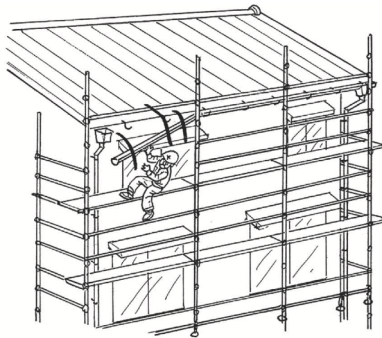
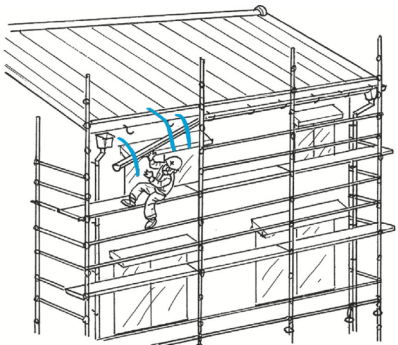
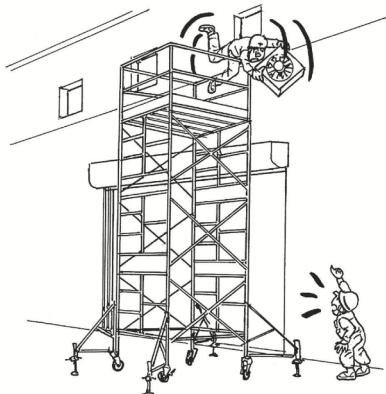
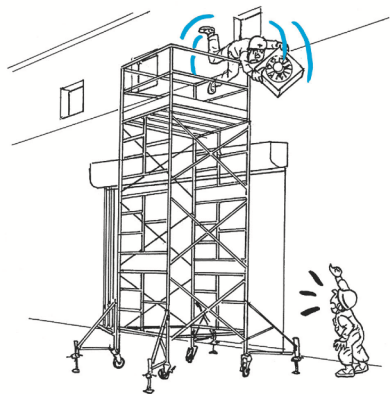
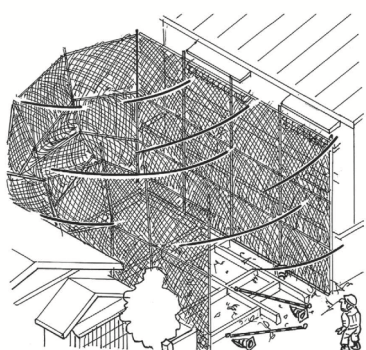
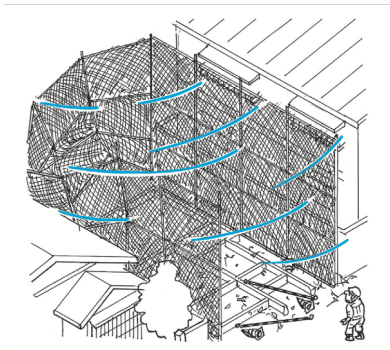


図 3-9 フルハーネス型の廃棄基準 (例)

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
131	図 3-10	(青枠に修正)	131	図 3-10	
図 3-10 高所作業を行う場合の作業服装の例			図 3-10 高所作業を行う場合の作業服装の例		
132	上から 5 行目	一般的な作業では、綿製の手袋（軍手）が使用されているが、玉掛けワイヤロープ等の鋼材等を取り扱う場合はかわ手袋、 (下線部を追加)	132	上から 5 行目	一般的な作業では、綿製の手袋（軍手）が使用されているが、玉掛けワイヤロープ等の鋼材等を取り扱う場合は、 <u>かわ手袋</u> 、
135	上から 12 行目	(青枠に修正)	135	上から 12 行目	
〔*1 感電防止用漏電しゃ断器〕 漏電しゃ断器は、絶縁不良により電気が漏れ、感電のおそれが生じたとき、自動的に電源を切って事故を未然に防ぐ役目をする。 漏電しゃ断器は、感電防止上、非常に有効なものであり、できるだけ、すべての電気回路に取り付ける。			〔*1 感電防止用漏電しゃ断器〕 漏電しゃ断器は、絶縁不良により電気が漏れ、感電のおそれが生じたとき、自動的に電源を切って事故を未然に防ぐ役目をする。 漏電しゃ断器は、感電防止上、非常に有効なものであり、できるだけ、すべての電気回路に取り付ける。		
138	イラスト	(矢印青色に修正)	138	イラスト	
139	イラスト	(青色に修正)	139	イラスト	

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
141	イラスト	(青色に修正)	141	イラスト	
					
142	イラスト	(青色に修正)	142	イラスト	
					
143	イラスト	(青色に修正)	143	イラスト	
					
144	イラスト	(青色に修正)	144	イラスト	
					

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
145	イラスト	(青色に修正)	145	イラスト	
					
146	イラスト	(青色に修正)	146	イラスト	
					
147	イラスト	(青色に修正)	147	イラスト	
					
150	上から 17行目	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 (下線部を修正)	150	上から 17行目	第4条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
151	上から 10 行目	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 (下線部を修正)	151	上から 10 行目	第26条 <u>労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者</u> は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
151	上から 13 行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 (下線部を修正)	151	上から 14 行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
151	上から 24 行目	第31条（注文者の講ずべき措置） 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 (下線部を修正)	151	上から 26 行目	第31条（注文者の講ずべき措置） 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の <u>全ての</u> 請負契約の当事者である請負人を含む。） <u>に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）</u> に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
152	上から 1 行目	<u>〈別表第2〉（第42条関係）</u> <u>1～14 省略</u> <u>15 保護帽</u> (下線部を削除)	152	上から 1 行目	削除

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)		
152	上から 17行目	第62条の2（高年齢者の労働災害防止のための措置）を追加	152	上から 15行目	第62条の2（高年齢者の労働災害防止のための措置）事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。
159	上から 7行目	第522条（悪天候時の作業禁止） 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、 <u>当該作業に労働者を従事させてはならない。</u> (下線部を修正)	159	上から 7行目	第522条（悪天候時の作業禁止） 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、 <u>当該作業を行わせてはならない。</u>
159	上から 14行目	第526条（昇降するための設備の設置等） 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。 2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。 (下線部を修正)	159	上から 14行目	第526条（昇降するための設備の設置等） 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。 2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。
160	上から 5行目	第530条（立入禁止） 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。 (下線部を修正)	160	上から 5行目	第530条（立入禁止） 事業者は、 <u>労働者が作業を行う場所のうち、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所には、関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>

(旧版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)			(新版) 6 版(令和 8 年 8 月 17 日)		
161	下から 12 行目	第 552 条 (架設通路) 2-2 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u> (下線部を修正)	161	下から 12 行目	第552条 (架設通路) 2-2 前号の措置を講ずる箇所に関する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、 <u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
163	下から 8 行目	3-2 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u> (下線部を修正)	163	下から 8 行目	3-2 前号の措置を講ずる箇所に関する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、 <u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
164	上から 10 行目	第 564 条 (足場の組立て等の作業) 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、 <u>関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。</u> (下線部を修正)	164	上から 11 行目	第 564 条 (足場の組立て等の作業) 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関する作業従事者以外の者が <u>立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
164	上から 15 行目	2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、 <u>関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。</u> (下線部を修正)	164	上から 16 行目	2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関する作業従事者以外の者が <u>立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
170	下から 16 行目	2-2 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u> (下線部を修正)	170	下から 18 行目	2-2 前号の措置を講ずる箇所に関する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、 <u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
170	下から 6 行目	2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、 <u>関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。</u> (下線部を修正)	170	下から 7 行目	2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関する作業従事者以外の者が <u>立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>

(旧版) 5版(令和7年4月25日)			(新版) 6版(令和8年8月17日)																																
172	上から 3行目	第653条（物品揚卸口等についての措置） 注文者は、法第31条第1項の場合において、 <u>請負人の労働者</u> に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが2メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、 <u>覆い</u> 等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、 <u>覆い</u> 等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。 （下線部を修正）	172	上から 3行目	第653条（物品揚卸口等についての措置） 注文者は、法第31条第1項の場合において、 <u>請負人に係る作業従事者</u> に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが2メートル以上の箇所で墜落により作業従事者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、 <u>覆い</u> 等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、 <u>覆い</u> 等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。																														
172	上から 11行目	第655条（足場についての措置） 注文者は、法第31条第1項の場合において、 <u>請負人の労働者</u> に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。 （下線部を修正）	172	上から 11行目	第655条（足場についての措置） 注文者は、法第31条第1項の場合において、 <u>請負人に係る作業従事者</u> に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。																														
173	上から 1行目	第655条の2（作業構台についての措置） 注文者は、法第31条第1項の場合において、 <u>請負人の労働者</u> に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。 （下線部を修正）	173	上から 1行目	第655条の2（作業構台についての措置） 注文者は、法第31条第1項の場合において、 <u>請負人に係る作業従事者</u> に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。																														
174	表	（青帯に修正）	174	表																															
(上 欄) (中 欄) (下欄) <table><tr><th>科目</th><th>範囲</th><th>時間</th></tr><tr><td>足場及び作業の方法に関する知識</td><td>足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法</td><td>3時間</td></tr><tr><td>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td><td>工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法</td><td>0.5時間</td></tr><tr><td>労働災害の防止に関する知識</td><td>墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法</td><td>1.5時間</td></tr><tr><td>関係法令</td><td>法、令及び安衛則中の関係条項</td><td>1時間</td></tr></table>			科目	範囲	時間	足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3時間	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5時間	労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	(上 欄) (中 欄) (下欄) <table><tr><th>科目</th><th>範囲</th><th>時間</th></tr><tr><td>足場及び作業の方法に関する知識</td><td>足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法</td><td>3時間</td></tr><tr><td>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td><td>工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法</td><td>0.5時間</td></tr><tr><td>労働災害の防止に関する知識</td><td>墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法</td><td>1.5時間</td></tr><tr><td>関係法令</td><td>法、令及び安衛則中の関係条項</td><td>1時間</td></tr></table>			科目	範囲	時間	足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3時間	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5時間	労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
科目	範囲	時間																																	
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3時間																																	
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5時間																																	
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間																																	
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間																																	
科目	範囲	時間																																	
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3時間																																	
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5時間																																	
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間																																	
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間																																	